

田原市で生まれた絵本 「じんけん2」をご覧ください



昨年度に引き続き、平成21年度文部科学省の委託事業「人権教育推進のための調査研究事業」として、障害者の人権擁護のための教材となる絵本が作られました。制作したのは、障害児の保護者、田原市手をつなぐ育成会、障害福祉事業所と田原市教育委員会などに所属する14名で構成される田原人権ファンクション委員会です。

この絵本には2話が収録され、いずれも人権について考えていただく内容です。2月15日に発刊し、市内の図書館、小中学校、保育園、幼稚園などに今年度中に配布されます。皆さん、ぜひ一読ください。※詳しくはお問い合わせください。

「じんけん2」原画展

▼期日 3月2日(火)～14日(日)

▼場所 渥美図書館

▼生涯学習課

☎23局3531 FAX22局3811

☒svogaku@city.tahara.aichi.jp

排水設備指定工事店の 新規追加

公共下水道や農業集落排水に接続する場合は、必ず田原市排水設備指定工事店へお申し込みください。

■新規追加指定工事店

渡会興業株式会社 ☎33局1050

▼下水道課

☎23局3525 FAX22局3184

▼下水道課(渥美支所内)

☎33局1113 FAX32局2506

税

TAX

固定資産税にかかる閲覧・縦覧

4月から、平成22年度固定資産税の課税内容の確認のため「固定資産課税台帳の閲覧」、「土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧」を行います。

■固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳の閲覧申請は、所有者のほか借地・借家人なども行えます。ただし、借地の方は当該土地、借家の方は当該土地および家屋に限ります。

また、固定資産課税台帳に記載さ

れている事項の証明を取ることでもできます。

▼閲覧場所 市役所税務課 ▼閲覧および記載事項の証明期間 4月1日(木)～(土・日曜日・祝日および年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分 ▼対象者/対象固定資産 ①固定資産の納税義務者またはその同意を受けた方/当該納税義務に係る固定資産 ②土地について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方/当該権利の目的である土地 ③家屋について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方/当該権利の目的である家屋およびその敷地である土地 ④固定資産の処分をする権利を有する一定の方/当該権利の目的である固定資産 ▼持ち物 本人(同居の親族を含む)が閲覧する場合は、運転免許証・納税通知書など本人と確認できるもの/借地・借家の方などが閲覧する場合は、権利関係を示す書面などと、運転免許証などの借地・借家人自身を確認できるもの

■土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地縦覧帳簿および家屋縦覧帳簿

を縦覧することにより、納税者が自分の土地・家屋の価格と、近隣の土地・家屋の価格とを比較することができます。

縦覧は無料ですが、写しの交付は行いません。

▼縦覧期間 4月1日(木)～5月31日(月)(土・日曜日・祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分 ▼縦覧場所 市役所税務課 ▼対象者 市内に所在する土地・家屋の固定資産税納税者(代理人含む) ▼縦覧帳簿の記載項目 ①土地価格等縦覧帳簿(所在・地番・地目・地積・価格) ②家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格) ▼持ち物 本人(同居の親族を含む)が縦覧する場合は、運転免許証・納税通知書など本人と確認できるもの/代理の方が縦覧する場合は、委任状と運転免許証などの代理人自身を確認できるもの ▼審査申出期間 固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申し出は、4月1日から納税通知書の交付後60日までの期間(ただし、申し出は新しく課税されたもの、変更などがあった物件に限ります。)

▼税務課

☎23局3510 FAX23局0180